

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

「中華人民共和国会社法」の適用における若干の問題に関する最高人民法院の規定（四）
（法釈〔2017〕16号として2017年8月25日公布、同年9月1日施行）

「中華人民共和国会社法」を正しく適用するため、人民法院の裁判の実践を踏まえ、ここに、会社の決議の効力、出資者の知る権利、利益配当請求権、優先買取権及び出資者代表訴訟等の事件に係る法律適用の問題について以下の規定を行う。

第1条 会社の出資者、董事、監事等が出資者会若しくは出資者総会又は董事会の決議の無効又は不成立の確認を請求した場合には、人民法院は、これを法により受理しなければならない。

第2条 会社法第22条第2項により出資者会若しくは出資者総会又は董事会の決議の取消しを請求する原告は、提訴の際に会社の出資者としての資格を有していなければならない。

第3条 原告が出資者会若しくは出資者総会又は董事会の決議の不成立若しくは無効の確認又は決議の取消しを請求する事件では、会社を被告としなければならない。決議に関わるその他の利害関係人については、法により第三者とすることができる。

一審の法廷弁論の終結前に、原告の資格を有するその他の者は、同一の訴訟請求をもって前項所定の訴訟への参加を申請する場合には、共同原告に加わることができる。

第4条 出資者会若しくは出資者総会又は董事会の決議に対する出資者の取消請求が会社法第22条第2項の規定に適合する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、会議招集手続又は議決方式に軽微な瑕疵しかなく、かつ、決議に対して実質的な影響を及ぼしていない場合には、人民法院は、これを支持しない。

第5条 出資者会若しくは出資者総会又は董事会の決議に次の各号に掲げる事由のいずれかがあり、当事者が決議の不成立を主張する場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

(一) 会社が会議を開催していないとき。但し、会社法第37条第2項又は会社定款の規定により、出資者会又は出資者総会を開催することなく直ちに決定を下すことができ、かつ、全出資者が決定文書に署名押印している場合を除く。

(二) 会議で決議事項について議決が行われていないとき。

(三) 会議に出席した人数又は出資者の有する議決権が会社法又は会社定款の規定に適合しないとき。

(四) 会議の議決結果が会社法又は会社定款に定める可決の比率に達していないとき。

(五) 決議の不成立をもたらしたその他の事由

第6条 出資者会若しくは出資者総会又は董事会の決議が、人民法院の判決により無効であると確認され、又は取り消された場合には、会社が当該決議により善意の相手方と形成した民事法律関係は、影響を受けない。

第7条 出資者が会社法第33条若しくは第97条又は会社定款の規定により提訴し、会社

の特定の文書資料の閲覧又は複製を請求した場合には、人民法院は、これを法により受理しなければならない。

前項所定の原告が提訴の際に会社の出資者としての資格を有していなかったことを証明する証拠を会社が有している場合には、人民法院は、訴えを却下しなければならない。但し、持分保有期間において自身の適法な権益が損害を受けたことを証明する一応の証拠を原告が有している場合において、その持分保有期間における会社の特定の文書資料の法による閲覧又は複製を請求するときを除く。

第 8 条 出資者に次の各号に掲げる事由のいずれかがあることを証明する証拠を有限責任会社が有している場合には、人民法院は、出資者が会社法第 33 条第 2 項に定める「不正な目的」を有していると認定しなければならない。

(一) 会社の主たる業務と実質的な競争関係を有する業務を出資者が自ら営み、又は他人のために営んでいたとき。但し、会社定款に別段の規定がある場合又は全出資者に別段の約定がある場合を除く。

(二) 出資者が他人に關係情報を知らせるために会社の会計帳簿を閲覧し、会社の適法な利益を損なうおそれがあるとき。

(三) 出資者が会社に閲覧請求を提出した日までの 3 年間に、会社の会計帳簿の閲覧を通じて他人に關係情報を知らせ、会社の適法な利益を損なったことがあるとき。

(四) 出資者が不正な目的を有するその他の事由

第 9 条 出資者が会社法第 33 条又は第 97 条の規定により会社の文書資料を閲覧又は複製する権利が会社定款、出資者間の合意等によって実質的に剥奪されており、会社がそれを理由に出資者の閲覧又は複製を拒絶した場合には、人民法院は、これを支持しない。

第 10 条 人民法院は、出資者が会社の特定の文書資料の閲覧又は複製を請求する事件を審理する場合において、原告の訴訟請求を支持するときは、会社の特定の文書資料の閲覧又は複製の日時及び場所並びに特定の文書資料のリストを判決において明確にしなければならない。

人民法院の効力を生じた判決により出資者が会社の文書資料を閲覧する場合には、当該出資者の立会いの下で、会計士、弁護士等、法により又は執務行為規範により秘密保持義務を負う仲介機構の業務従事者が、補佐しながら行うことができる。

第 11 条 出資者が知る権利を行使した後で会社の商業秘密を漏洩した結果、会社の適法な利益が損害を受けることとなり、会社が当該出資者に関連損失の賠償を請求した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

本規定第 10 条に基づき出資者による会社の文書資料の閲覧を補佐した会計士、弁護士等が会社の商業秘密を漏洩した結果、会社の適法な利益が損害を受けることとなり、会社がその者に関連損失の賠償を請求した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第 12 条 会社の董事、高級管理職等が法に従い職責を履行しなかった結果、会社が会社法第 33 条又は第 97 条に定める会社の文書資料を法に従い作成又は保管しておらず、出資者に損失をもたらした場合において、相応の責任を負う会社の董事又は高級管理職に民事賠償責任の負担を出資者が法により請求したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。

第 13 条 出資者が会社に利益の配当を請求する事件では、会社を被告としなければならない

い。

一審の法廷弁論の終結前に、その他の出資者は、同一の配当案に基づいて利益の配当を請求し、かつ、訴訟への参加を申請する場合には、共同原告に加わらなければならない。

第14条 出資者が具体的な配当案の明記された出資者会又は出資者総会の有効な決議を提出して利益の配当を会社に請求した場合において、会社が利益の配当を拒絶し、かつ、決議を執行できないことに関するその抗弁理由が成立しないときは、人民法院は、会社が決議に記載された具体的な配当案に従って出資者に利益を配当する旨の判決を下さなければならない。

第15条 出資者が具体的な配当案の明記された出資者会又は出資者総会の決議を提出せずに利益の配当を会社に請求する場合には、人民法院は、その訴訟請求を退けなければならない。但し、法律の規定に違反し出資者としての権利を濫用した結果、会社が利益を配当しないこととなり、その他の出資者に損失を与えた場合を除く。

第16条 有限責任会社の自然人出資者に、相続のために変化が生じた場合において、その他の出資者が会社法第71条第3項の規定による優先買取権の行使を主張したときは、人民法院は、これを支持しない。但し、会社定款に別段の規定がある場合又は全出資者に別段の約定がある場合を除く。

第17条 有限責任会社の出資者は、出資者以外の者に持分を譲渡する場合には、その持分譲渡に係る事項について、書面又はその他受領確認ができる合理的な方式により、その他の出資者に通知して同意を求めなければならない。その他の出資者の半数以上が譲渡に同意せず、不同意の出資者が買取りをしない場合には、人民法院は、譲渡に同意したものとみなすと認定しなければならない。

出資者の同意を経て譲渡される持分について、持分譲渡の同等の条件を譲渡出資者は書面又はその他受領確認ができる合理的な方式によりその他の出資者に通知するべきであるとその他の出資者が主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

出資者の同意を経て譲渡される持分について、同等の条件で譲渡出資者以外のその他の出資者が優先買取りを主張した場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、譲渡出資者が本規定第20条により譲渡を取り止めた場合を除く。

第18条 人民法院は、会社法第71条第3項及び本規定にいう「同等の条件」に適合するか否かを判断する際には、譲渡する持分の数、価格、支払方式及び期限等の要素を考慮しなければならない。

第19条 有限責任会社の出資者は、譲渡持分の優先買取りを主張する場合には、通知受領後、会社定款に定める行使期間内に買取請求を提出しなければならない。会社定款に行使期間が規定されていない場合又は規定が明確でない場合には、通知により確定された期間を基準とする。通知により確定された期間が30日より短い場合又は行使期間が明確でない場合には、行使期間は30日とする。

第20条 有限責任会社の譲渡出資者が、その他の出資者が優先買取りを主張した後で持分の譲渡に同意しないこととなった場合には、その他の出資者の優先買取りの主張について、人民法院は、これを支持しない。但し、会社定款に別段の規定がある場合又は全出資者に別段の約定がある場合を除く。自分の損失を賠償せよという譲渡出資者に対する

その他の出資者の主張が合理的である場合には、人民法院は、これを支持しなければならない。

第21条 有限責任会社の出資者が出資者以外の者に持分を譲渡する場合において、その持分譲渡に係る事項についてその他の出資者の意見を求めておらず、又は欺罔、悪意による通謀等の手段にてその他の出資者の優先買取権を損なっており、その他の出資者が当該譲渡持分の同等の条件での買取りを主張したときは、人民法院は、これを支持しなければならない。但し、その他の出資者が優先買取権の行使に係る同等の条件を知り、若しくは知るべきであった日から30日以内に主張をしなかった場合、又は持分の変更登記の日から1年を超えている場合を除く。

前項所定のその他の出資者が持分譲渡契約及び持分変動の効力等の確認請求のみを提起し、譲渡持分の同等の条件での買取りを同時に主張していない場合には、人民法院は、これを支持しない。但し、その他の出資者が自身の原因によらずに優先買取権を行使することができなくなり、損害賠償を請求する場合を除く。

出資者以外の持分譲受人は、出資者が優先買取権を行使したことにより契約目的を実現することができなくなった場合には、相応の民事責任の負担を譲渡出資者に法により請求することができる。

第22条 競売を通じて出資者以外の者に有限責任会社の持分を譲渡する場合において、会社法第71条第2項及び第3項又は第72条に定める「書面通知」、「通知」、「同等の条件」を適用するときは、関連の法律及び司法解釈に基づいて確定する。

法により設立した財産権取引場所での有限責任会社の国有持分を譲渡する場合において、会社法第71条第2項及び第3項又は第72条に定める「書面通知」、「通知」、「同等の条件」を適用するときは、財産権取引場所の取引規則を参照することができる。

第23条 監事会又は監事会不設置の有限責任会社の監事は、会社法第151条第1項の規定により、董事又は高級管理職に対して訴訟を提起する場合には、会社を原告としなければならない。法により監事会主席又は監事会不設置の有限責任会社の監事が会社を代表して訴訟を行う。

董事会又は董事会不設置の有限責任会社の執行董事は、会社法第151条第1項の規定により監事に対して訴訟を提起する場合、又は会社法第151条第3項の規定により他人に対して訴訟を提起する場合には、会社を原告としなければならない。法により董事長又は執行董事が会社を代表して訴訟を行う。

第24条 会社法第151条第1項に定める条件に適合する出資者は、会社法第151条第2項又は第3項の規定により、董事、監事、高級管理職又は他人に対して訴訟を直接提起する場合には、会社を第三者として訴訟に参加させなければならない。

一審の法廷弁論の終結前に、会社法第151条第1項に定める条件に適合するその他の出資者は、同一の訴訟請求をもって訴訟への参加を申請する場合には、共同原告に加わらなければならない。

第25条 出資者が会社法第151条第2項又は第3項の規定により訴訟を直接提起した事件では、勝訴の利益は会社に帰属する。出資者が直接自身に対して民事責任を負担するよう被告に請求する場合には、人民法院は、これを支持しない。

第26条 出資者が会社法第151条第2項又は第3項の規定により訴訟を直接提起した事件について、その訴訟請求の一部又は全部が人民法院の支持を得た場合には、会社は、

出資者が訴訟参加のために支払った合理的な費用を負担しなければならない。

第27条 本規定は、2017年9月1日から施行する。

本規定の施行後になお最終審が未了である事件には本規定を適用し、本規定の施行前に既に最終審を経ている事件又は裁判監督手続を適用した再審事件には本規定を適用しない。

（法令原文名称：最高人民法院关于适用《中华人民共和国公司法》若干问题的规定（四））

シティユーワ法律事務所